3　第十六条第二項中「変更の届出」を「登録事項の変更の届出」に改め、同条に次の四項を加える。

4　本会は、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更があつた場合において、これに伴い第十条第二項第四号又は第五号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、第一項第三号に規定する登録料の納付を免除することができる。

5　本会は、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定による改製により、当該外国特別会員の意思に基づかず、戸籍の氏名に変更があつた場合において、これに伴い第十条第二項第一号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、第一項第三号に規定する登録料の納付を免除することができる。

6　本会は、外国法事務弁護士名簿の登録換えの請求がなされた場合において、これに伴い第十条第三項第一号の職務上の氏名を使用するとき、又は同号に掲げる事項について変更があつたときは、第一項第三号に規定する登録料の納付を免除することができる。

附　則

第十三条第一項にただし書を加える改正規定、第十六条第二項の改正規定及び同条に四項を加える改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

弁護士法人規程（会規第四十七号）中一部改正公告

弁護士法人規程（会規第四十七号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月七日　日本弁護士連合会

弁護士法人規程（会規第四十七号）中一部改正

弁護士法人規程（会規第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の三項を加える。

3　本会は、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更があつた場合において、これに伴い第七条第一項各号に掲げる事項（同項第一号については、第五条第一号若しくは第二号の所在地又は第四号若しくは第六号の登録事務所について変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

4　本会は、建物の名称が変更される場合その他法律事務所又は住居の物理的又は場所的な変更を伴わず、かつ、当該弁護士法人又はその社員若しくは使用人である弁護士の意思に基づかず、法律事務所又は住居の所在地の表示に変更があつた場合において、これに伴い第七条第二項各号に掲げる事項（同項第一号については、第五条第一号若しくは第二号の所在地又は第四号若しくは第六号の登録事務所について変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

5　本会は、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定による改製により、当該弁護士法人に所属する社員又は使用人である弁護士の意思に基づかず、戸籍の氏名に変更があつた場合において、これに伴い第七条第一項各号に掲げる事項（同項第一号については、第五条第四号から第六号までの氏名について変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

附　則

第十四条に三項を加える改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成24年12月13日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 25 年１月８日

兵庫県神戸市中央区西町36番地

神戸港厚生年金基金

代表清算人　宇都宮昌弘

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成24年12月13日をもって清算結了の承認を受けたので、厚生年金基金令第43条により公告します。

１．代表清算人氏名　宇都宮昌弘

２．住所　兵庫県神戸市北区泉台３丁目18－８

平成 25 年１月８日

兵庫県神戸市中央区西町36番地

神戸港厚生年金基金

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳代から70歳代、身長約173センチ、痩せ型、白髪、黒色革ジャンパー、紺色カーディガン、黒色シャツ、黒色スラックス、サンダル着用の一見浮浪者風の男性

上記の者は、平成24年11月11日午前０時頃、東京都渋谷区にある東京都立代々木公園イベント広場歩道橋から飛び降り、全身挫滅により死亡。

遺体は火葬に付し、遺骨を保管しております。お心当たりの方は当区福祉部管理課までお申出ください。

平成 25 年１月８日

東京都　渋谷区長　桑原　敏武

公 示 送 達

加世田都市計画事業加世田第四土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による加世田都市計画事業加世田第四土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記２のとおり公告する。

平成 25 年１月８日

加世田都市計画事業

加世田第四土地区画整理事業

施行者　南さつま市

代表者　南さつま市長　本坊　輝雄

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

(1)　所有権者

京都府長岡京市開田２丁目９番18号

加世田農産加工株式会社

(2)　所有権以外の権利者

鹿児島市金生町11番戸

阪本　政七

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、加世田都市計画事業加世田第四土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鹿児島県知事に審査請求することができます。ただし、処分のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がないかぎり、審査請求をすることができません。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に南さつま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から１年を経過したときは、正当な理由がないかぎり、訴えを提起することができません。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に南さつま市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がないかぎり、訴えを提起することができません。

なお、別紙明細書及び換地図の掲載を省略し、それらを鹿児島県南さつま市加世田川畑2648番地南さつま市役所の掲示場所において掲示する。